

# 会議結果報告書

平成29年10月27日

会議の名称	平成29年度第2回志木市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	平成29年9月28日(木) 15時00分～16時00分
開催場所	市役所 4階 第三委員会室
出席委員	竹前栄二委員(会長)、大貫結子委員(会長職務代理)、 山崎誠司委員、武藤貴洋委員、爲井俊充委員、鈴木和雄委員、 羽賀佳和委員、長田義明委員、清水賢三委員 (計9人)
欠席委員	西川和人委員 (計1人)
説明員職氏名	(保険年金課)榎本課長、土崎主幹 (総務課)菊池課長、明石主事 (計4人)
議題	報告事項 ・国保情報集約システムの管理運用業務に係る共同委託について(保険年金課) その他 ・志木市個人情報保護条例の見直しについて(事務局)
結果	・国保情報集約システムの管理運用業務に係る共同委託についての報告が了承された (傍聴者 0人)
事務局職員	菊池課長、根岸主査、明石主事

## 審議内容の記録（審議経過、結論等）

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 題

### 【報告事項】

国保情報集約システムの管理運用業務に係る共同委託について(保険年金課)

#### <説明員>

この度、埼玉県国保連合会と業務委託契約を締結したので報告をするものである。

国民健康保険はこれまで市町村ごとに運営を行ってきたが、平成27年5月29日付けで交付された、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成30年度から埼玉県が財政運営の責任主体となった。今までは、他市へ転出を行った場合、資格が喪失となっていたが、平成30年度からは県内で転出をしても資格は継続といった形となる。このことにより、県全体での被保険者全体の移動を管理する必要がある、業務委託を行った。

共同委託の内容としては3点あり、市町村から被保険者の資格情報を受信し、都道府県単位で管理する業務、同一都道府県内の高額該当情報が管理できるよう、世帯の継続判定を支援し、その情報を管理する業務、その他、上記に関連する業務である。

個人情報の取扱いについては、日次で被保険者の転入転出者、月次で所得情報を連合会へ送る作業が発生する。必要な個人情報の授受は専用回線を用いて行うため流出の恐れがない。市町村は、必要に応じて国民健康保険団体連合会から個人情報の管理状況等について報告を受けることができ、連合会の作業場所の現地調査を行うことができる等、安全管理体制が構築されている。

業務委託のスケジュールとしては、今年度は本稼働の前のテスト運用を行っており、平成30年度から本稼働が開始される予定である。

今回は法律の改正によるものであり、全国の他市町村も行っていることから、諮問ではなく報告という形をとらせていただいた。

#### <質疑応答>

委員) 県内の市町村の業務委託状況はどうなっているのか。志木市民の対象はどの程度いるのか。

説明員) 連合会から、各市町村はスケジュールに沿って一斉に行うようにという指示があり、志木市についても同じように作業をしている。志木市民の対象は、最初に被保険者全て、約1万7千人の情報を国民健康保険団体連合会に提出しなければならない。しかし、本契約が始まれば転入転出の対象者のみである。

委員) 委託契約書等は統一様式であるか。

説明員) 統一様式である。

委員) 6月からテスト運用が始まったということは、5月にも審議会は開催されていたので、その時に報告いただいた方が円滑であったと思われる。

委員) 県で情報のやり取りを行う際は、USB等の端末を利用するのか。オンラインで行うのか。

説明員) 庁内のシステムデータを独自回線へ載せるまでをUSBで行う。

委員) USBの物理的移動はどう行うのか。

説明員) USBによる移動は内部だけである。

会長) 別紙1、委託契約書の第8条で「甲は、必要に応じて、乙に対し、個人情報の管理状況等について報告を受けるものとする。また、甲は、必要に応じて乙の作業場所を実地調査することができるものとする。」という規定があるが、管理状況は乙に合わせたものになっているのか。定期的な監査になるものではないのか。

説明員) 連合会からフォーマットは特に定められていない。考え方としては、志木市から調査依頼をする形である。

事務局) 規程の読み方としては、市が必要な時に調査することができるという権利が示されている。

#### 4 その他

志木市個人情報保護条例の見直しについて(事務局)

<説明員>

説明員による説明

<質疑応答>

委員) 法律の改正以外での志木市の個人情報保護条例の見直し点は第15条の削除、第13条、第16条の改正ということでしょうか。

説明員) その通りである。今回報告している内容は第13条の目的外の利用を明確化する規定を設けるということである。第15条、第16条に関しては紙ベースでの業務がほとんどなく、インターネット分離が進んでいることから今回の改正を予定している。あくまで予定であるが、3月議会へ上程する予定で進めている。その前段階として審議会の方に報告させていただいている。

委員) 新しく追加される個人情報の定義で、「動作」でどのように個人を特定できるのか。

説明員) 録画されているものなどで個人の動きの特徴を特定できるものがある。

委員) 手旗信号、光線発光信号、映像、音声などで個人情報を特定できるものもある。

言葉に変換し暗号化したものを今回個人情報として定義している。

委員) 今回総務省から通知があったが、定義をしてしまうと自分の首を絞めてしまうのではないかと感じた。

委員) 個人情報 を 特定 する こと が 適 正 かつ 効 果 的 な 利 活 用 に 繋 がる の か。

委員) コンビニからの交付のマイナンバー等がそれにあたる。

委員) 今後ビッグデータを扱うということで、不特定多数がアクセスをできるということが怖い。情報を取得した方の情報を履歴データとして残していくシステムが必要であると思う。

委員) 15条の削除に関して、志木市ではマニュアルデータはまだあるのではないか。

説明員) 基本的にはメモなどのみである。

委員) 前の審議会に掛かっていた農地の租借等では手書きの記録が存在していた。条文がなくなると、マニュアル情報を頼んでいた会社にそのままデジタル化して任せてしまうような、拡大解釈をさせないように注意してほしい。

説明員) 委託業者にマニュアル情報を清書させるという意味でデジタル化して、手書きのものは機密に処理をするといったことは当然のことであり、委員の皆様が心配されているようなことは起きない。非識別加工情報は、内容が固まってきた段階で整備をする予定である。

委員) 第13条を改正すれば、個人の同意なく民生委員への情報提供等が行うことができ、便利になるというが、具体的にはどのようなものが提供されるのか。

説明員) 災害時の避難名簿等である。現実的には防災の担当だけでなく、様々な部署との協力が必要となってくる。

委員) 町内会などでも内部で名簿を作成しようとした場合、必要となってくる。

委員) 要配慮個人情報の「社会的身分」とは何か。

説明員) 同和問題などがあげられる。そういった差別の対象となり得る情報の取扱いを適切に行い、権利を守るものである。

事務局) 次回審議会の開催は、2月中旬に開催予定である。

5 閉 会